

離婚時の年金分割について

公立学校共済組合

離婚時の年金分割制度は、離婚する当事者それぞれの婚姻期間中における老齢給付(厚生年金等)の計算の基となる標準報酬を分割し、それぞれ自分の年金の基礎期間に算入することができる制度です。

分割方法には、「合意分割」と「3号分割」の2種類あります。

合意分割制度

合意分割制度は、次の条件すべてに該当した場合に、お二人からの請求により厚生年金等の保険料納付記録(標準報酬)を分割できる制度です。

この制度により分割される記録は、婚姻期間中のお二人の保険料納付記録に限られます。

- ・平成19年4月1日以後に離婚している、または事実婚関係を解消^{*}している
- ・お二人の合意や裁判手続きにより年金分割の割合を定めている
- ・請求期限(離婚をした日の翌日から2年)を経過していない

^{*}事実婚関係の解消による合意分割は、平成19年4月1日以後に事実婚関係を解消したと認められ、その事実婚関係にあった間に、お二人の一方が国民年金の第3号被保険者であった場合に限られます。

3号分割制度

3号分割制度は、次の条件すべてに該当した場合に、国民年金第3号被保険者^{*}であった方からの請求により、相手方の保険料納付記録を2分の1ずつ分割できる制度です。

この制度により分割される記録は、平成20年4月1日以後の国民年金第3号被保険者期間中の記録に限られます。

- ・平成20年5月1日以後に離婚している、または事実婚関係を解消している
- ・平成20年4月1日以後に、お二人の一方に国民年金の第3号被保険者期間がある
- ・請求期限(離婚をした日の翌日から2年)を経過していない

^{*}国民年金第3号被保険者とは、厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の人をいいます。

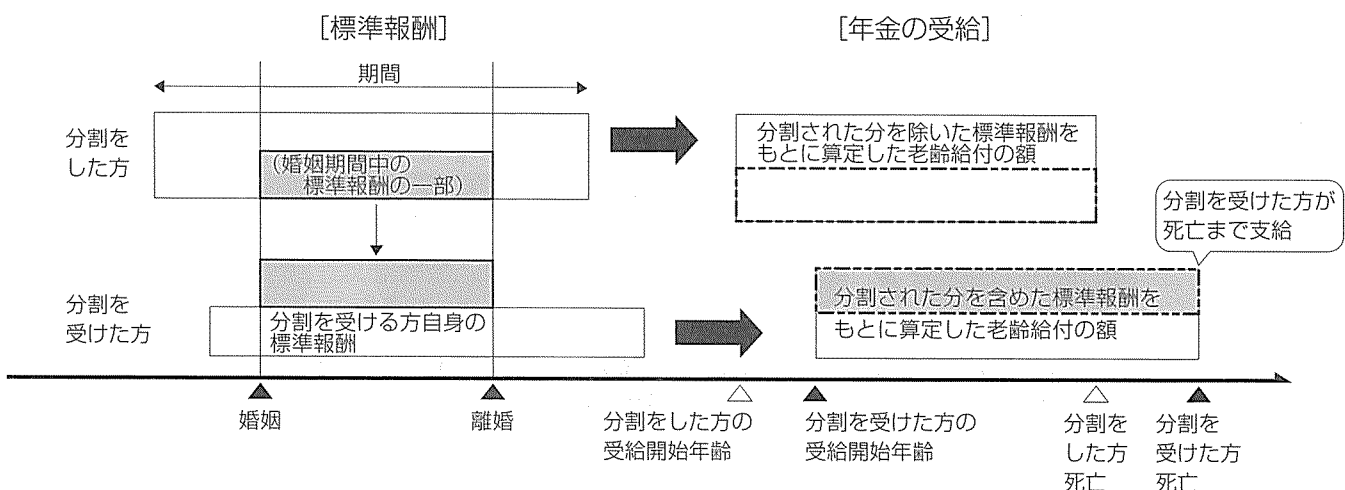
年金分割により、お二人の年金は分割後の納付記録で計算されます。

分割をした方

ご自身の保険料納付記録から、相手方に分割分を提供した残りの記録で、年金額が計算されます。

分割を受けた方

ご自身の保険料納付記録と相手方から分割分を受けた記録で、年金額が計算されます。



離婚時の年金分割制度は、離婚する当事者それぞれが婚姻期間中の標準報酬を分割するものであり、「年金額」を分割するものではありません。

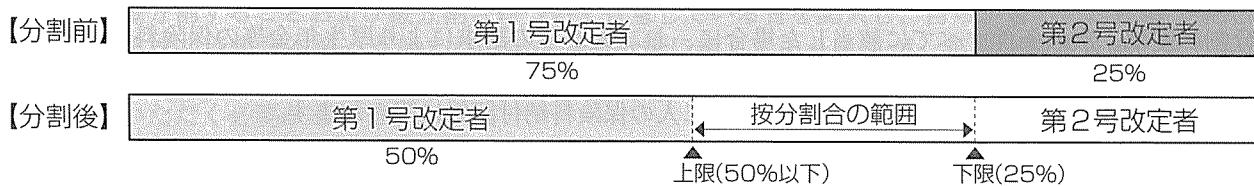
また、分割後の標準報酬は、分割の請求を行った日以後、将来に向かってのみその効力を有することとされています。よって、請求時点ですでに年金受給者となっている場合は、請求年月日の翌月分から改定されます。

ただし、支給開始年齢に到達していない方の場合、分割後直ちに受給できるわけではありませんのでご注意ください。

按分割合とは

年金分割の対象となる期間のお二人の標準報酬合計額のうち、年金分割をした後に分割分を受ける方（第2号改定者）の持分を表したものです。

按分割合の上限は50%となっており、第2号改定者の持分が減らないように、また、第2号改定者の持分が第1号改定者の持分を超えないように決めなければなりません。



年金分割の手続きは、請求期限（離婚をした日の翌日から2年）を経過すると、請求することができなくなります。また、既に離婚等が成立し、相手方が死亡した日から起算して1か月を経過すると請求することができなくなります。

○年金分割が行われた後は、当事者双方の同意があっても取り消すことはできません。

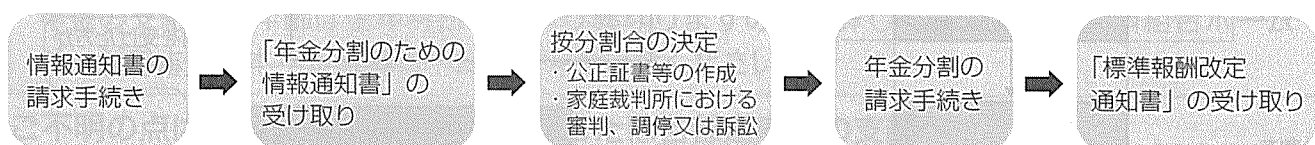
分割の請求手続の請求期限については前述のとおりですが、按分割合の最終的な決定が裁判にゆだねられた場合、離婚をした日の翌日から起算して2年を経過した日以後に裁判の決着がついたという事情が想定されます。

このような場合については、それぞれ次に掲げる場合に該当した日の翌日から起算して1月を経過するまでに請求することができます。

- (1) 本来の請求期限を経過する日前に按分割合を定める審判の申立てをした場合であって、本来の請求期限が経過した日以後に、または本来の請求期限を経過する日前の1月以内に、按分割合を定めるための審判が確定したとき
- (2) 本来の請求期限を経過する日前に按分割合を定める調停の申立てをした場合であって、本来の請求期限が経過した日以後に、または本来の請求期限を経過する日前の1月以内に、按分割合を定めるための調停が成立したとき
- (3) 離婚の成立と同時に按分割合を定める（附帯処分）申立てをした場合であって、本来の請求期限が経過した日以後に、または本来の請求期限を経過する日前の1月以内に、按分割合を定めた判決が確定したとき
- (4) 離婚の成立と同時に按分割合を定める（附帯処分）申立てをした場合であって、本来の請求期限が経過した日以後に、または本来の請求期限を経過する日前の1月以内に、按分割合を定める和解が成立したとき

* 離婚が成立し、分割のための合意または裁判手続による按分割合を決定した後、分割手続前に当事者の一方が亡くなった場合は、死亡日から1か月以内に当事者の他方から請求があったときに限り、分割請求が認められます。

【参考】年金分割までの流れ



! 年金分割は、情報通知書を受け按分割合を定めたとしても、年金事務所等に年金分割の請求手続をしないと標準報酬は変更されません。

情報通知書の請求手続き

- 情報通知書の請求は、離婚の前でも後でも行うことができます。
「年金分割のための情報提供請求書」に、以下の書類を添えて公立学校共済組合本部・支部またはお近くの年金事務所等にご提出ください。
 - ①個人番号カード(マイナンバーカード)、年金手帳または基礎年金番号通知書(郵送の場合は、写しでも可)
 - ②婚姻期間等を明らかにできる書類(戸籍謄本、それぞれの戸籍抄本、戸籍の全部事項証明書またはそれぞれの戸籍の個人事項証明書のいずれかの書類)
 - ③事実婚関係にある期間の情報通知書を請求する場合は、その事実を明らかにできる書類(住民票等)
- 情報提供の内容については、当事者間の合意が前提となるものであり、当事者双方が確認し、了解したものである必要があることから、婚姻関係が終了している方について、当事者一方からの請求が行われた場合には、情報提供の請求が行われたことや情報提供の内容を請求していない他方に対してもお知らせすることとされています。
- 離婚が成立しておらず(事実上婚姻関係と同様の事情にある方については、当該事情が解消しておらず)、まだ婚姻関係にあると認められる方が単独で請求する場合は、標準報酬改定請求につながる事が確実ではなく、婚姻関係が継続している両当事者の関係への影響にも配慮して、請求した当事者にもみ情報を提供し、請求していない他方に対してはお知らせしないこととされています。この場合、婚姻期間が終了していないため、分割の対象となる対象期間が決定していませんので、情報提供の請求があった日時点の情報を便宜上提供することとされています。

【参考】「年金分割のための情報通知書」の見方

年金分割のための情報通知書
(厚生年金保険制度)

令和 年 月 日

(見 本)

様
公立学校共済組合理事長 印

様より年金分割のための情報提供の請求がありましたので、情報を提供いたします。

氏 名	(第1号改定者)	(第2号改定者)
生 年 月 日	(第1号改定者) 年 月 日	(第2号改定者) 年 月 日
基礎年金番号	(第1号改定者)	(第2号改定者)
情報提供請求日	年 月 日	
婚姻期間等	年 月 日 ~ 年 月 日 (* 1. 情報提供請求日 2. 離婚が成立した日 3. 婚姻が解消された日 4. 事実婚関係が解消したと認められる日)	
対象期間標準報酬総額	(第1号改定者) 円	(第2号改定者) 円
按分割合の範囲	%を超え、50%以下	

対 象 期 間	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日
	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日
	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日
	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日

対象期間の末日以後に提供を受けた情報について補正に要した期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
--------------------------------	---------------------	---------------------

厚生年金保険法施行規則第78条の3第3項第2号に規定する期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	厚生年金保険法施行規則第78条の3第3項に定める請求期間
--------------------------------	---------------------	------------------------------

○ 対象期間標準報酬総額とは

対象期間の厚生年金保険料納付記録(標準報酬)を、それぞれの生年月日に応じた再評価率を用いて現在価値に換算した額の合計額です。

対象期間標準報酬総額の多い方を「第1号改定者」といい、相手側に標準報酬を分割する側になります。

一方、この額が少ない方を「第2号改定者」といい、相手方から標準報酬の分割を受ける側となります。

○ 按分割合の範囲とは

お互いの対象期間標準報酬総額の合計額を分割する際、第2号改定者に割り当てられる範囲です。

○ 対象期間とは

年金分割の対象となる期間です。

合意分割の請求手続き

- 合意分割の請求は、離婚をした後に「標準報酬改定請求書」に以下の書類を添えて公立学校共済組合本部・支部またはお近くの年金事務所等にご提出ください。
 - ①個人番号カード(マイナンバーカード)、年金手帳または基礎年金番号通知書(郵送の場合は、写しでも可)
 - ②婚姻期間等を明らかにできる書類(戸籍謄本、それぞれの戸籍抄本、戸籍の全部事項証明書またはそれぞれの戸籍の個人事項証明書のいずれかの書類)
 - ③請求日前1カ月以内に作成された、お二人の生存を証明できる書類(戸籍謄本、それぞれの戸籍抄本、戸籍の全部事項証明書、それぞれの戸籍の個人事項証明書または住民票のいずれかの書類)
 - ④事実婚関係にある期間の合意分割を請求する場合は、その事実を明らかにできる書類(住民票等)
 - ⑤年金分割を明らかにできる書類(以下の書類のいずれか1つ)
 - ア)話し合いにより、年金分割の割合を定めたとき(お二人またはそれぞれの代理人が手続きを行います。)
 - ・年金分割することおよび按分割合について合意している旨を記入し、自らが署名した書類(様式は公立学校共済組合本部・支部または年金事務所等に備えてありますが、年金分割請求時にお二人がそろって、またはお二人のそれぞれの代理人が当共済組合本部・支部または年金事務所等に直接持参していただく必要があります)
 - ・公正証書の謄本もしくは抄録謄本
 - ・公証人の認証を受けた私署証書
 - イ)裁判所による手続きにより、年金分割の割合を定めたとき(お二人のうち一方が手続きすることも可能です。)
 - ・審判(判決)の場合…審判(判決)書の謄本または抄本および確定証明書
 - ・調停(和解)の場合…調停(和解)調書の謄本または抄本
 - ⑥年金分割の請求をされる方(代理人を含む)の本人確認ができる書類(運転免許証、パスポート、個人番号カード(マイナンバーカード)、顔写真付きの住民基本台帳カード、印鑑およびその印鑑にかかる印鑑登録証明書のいずれかの書類)
 - ※代理人の場合は、代理人にかかる上記の書類のほかに、委任状(年金分割の合意書請求用)の「ご本人(委任をする方)」欄に捺印した印鑑にかかる印鑑登録証明書が必要です。
- 合意分割の対象期間に、3号分割の対象となる期間が含まれているときは、合意分割を請求した時点で3号分割の請求があったものとみなします。

3号分割の請求手続き

- 3号分割の請求は、離婚をした後に「標準報酬改定請求書」に以下の書類を添えて公立学校共済組合本部・支部またはお近くの年金事務所等にご提出ください。
 - ①個人番号カード(マイナンバーカード)、年金手帳または基礎年金番号通知書(郵送の場合は、写しでも可)
 - ②婚姻期間等を明らかにできる書類(戸籍謄本、それぞれの戸籍抄本、戸籍の全部事項証明書またはそれぞれの戸籍の個人事項証明書のいずれかの書類)
 - ③請求日前1カ月以内に作成された、相手方の生存を証明できる書類(戸籍の抄本、戸籍の個人事項証明書または住民票のいずれかの書類)
 - ④離婚をしていないが、事実上離婚状態にあることを理由に3号分割を請求する場合は、その状態にあることを明らかにできる書類
 - ⑤事実婚関係にある期間の3号分割を請求する場合は、その事実を明らかにできる書類(住民票等)
- 3号分割のみ請求する場合は、お二人の合意は必要がなく、国民年金第3号被保険者であった方からの手続きによって年金分割が認められます。
 - ※分割される側の方が障害厚生(共済)年金の受給権者である場合、3号分割の請求が認められない場合があります。

年金の支給開始年齢は生年月日等により異なりますので、詳しくは公立学校共済組合ホームページおよび日本年金機構ホームページをご覧ください。

ご不明の点は、公立学校共済組合本部または各都道府県の支部へ

公立学校共済組合ホームページでは各都道府県にある支部のお問い合わせ先などをご覧ください。

公立学校共済組合ホームページ <https://www.kouritu.or.jp>